

議会運営委員会構成にあたっての申し合わせ事項

1. 構成

- (1) 委員数は、交渉団体である各会派の協議による。
- (2) 理事は、委員のうち、各会派の幹事長、及び各派代表幹事長会（各派代表者会）の協議により選出された者をもって充てる。

2. 委員外議員の委員会出席について

- (1) 事故により会派から1名の委員も出席できないときは、代理者を委員外議員として委員会に出席させる。
- (2) 交渉団体会派以外については、それぞれ1名を委員外議員として出席させることができる。

3. 傍聴について

- (1) 傍聴については、委員会の決定によるが、原則として許可する。

4. 委員会における発言について

- (1) 委員会における発言は、議会を円滑に運営するという議会運営委員会の設置目的を十分に踏まえ発言することとし、議会運営に関する提案等の発言は、極力、理事会前までに委員長に申し出ること。